

足立区新型インフルエンザ等対策行動計画【改定版】（案）

概要版

～未知の感染症から区民の命と生活を守りぬく～

1 はじめに

本計画の改定は、新型コロナウイルス感染症対応で得た知見を反映し、未知の感染症に対しても揺るがない万全の態勢を整備することを目的としています。令和6年7月の政府行動計画および令和7年5月の都行動計画の抜本改定を受け、足立区においても抜本改定を行います。

(1) 改定の目的

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）の法改正等に的確に対応し、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のみならず、幅広い呼吸器感染症を念頭に、区民の命と生活を守り抜く強靱な体制を構築すること。

(2) 主要な変更点

ア 「準備期」の充実

発生前からの備えを重視し、全体を「準備期」「初動期」「対応期」の3期構成へ刷新

イ 対策項目の拡充

従来の8項目から、政府・都の計画と整合させた13項目へと拡充し、記載内容を充実化

2 第1部 計画の基本的な考え方

(1) 対策の目的

ア 感染拡大の抑制、区民の生命及び健康の保護

流行ピークを遅らせ、医療負担を軽減し、重症者数・死亡者数を最小化する。

イ 区民生活及び地域経済への影響の最小化

感染対策と社会経済活動のバランスをとり、地域社会の機能を維持する。

(2) 対象とする感染症

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）

第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」

イ 感染症法第6条第8項に規定する「指定感染症」（病状が重篤で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

ウ 感染症法第6条第9項に規定する「新感染症」（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

(3) 発生段階（フェーズ）の定義

段階	区分の説明	概要
準備期	発生前の段階	医療体制整備、普及啓発、DX [※] 推進、訓練、備蓄等の事前準備をする。 ※ データ・デジタル技術の利活用による変革のこと。
初動期 (A)	発生した段階	発生から基本的対処方針決定までの間、感染拡大を抑え、迅速かつ柔軟に対応する。
対応期 (B)	封じ込め期	発生初期。限られた知見の中で、まずは封じ込めを念頭に対応する。
対応期 (C-1)	病原体の性状（性質）に応じた対応	封じ込め困難な場合、医療体制の対応可能な範囲に合わせ感染拡大の波を抑制する。
対応期 (C-2)	対応力向上期	ワクチン・治療薬の普及に応じ、対策を機動的に切り替える。
対応期 (D)	移行期	免疫獲得や病原性及び感染性低下により、特措法によらない通常対策へ移行する。

3 第2部 各対策項目の考え方及び取り組み

(1) 実施体制

感染症危機は区民の生命及び健康、区民生活及び地域経済に大きな被害を及ぼすことから、新型インフルエンザ等の発生前から関係機関との連携を維持し、迅速かつ的確に対応できる指揮命令系統を構築して、発生時には専門家の助言を得ながら、危険性や懸念事項の評価等に基づいた実効的な対策を講じる。

(2) 情報収集・分析

感染拡大防止と区民生活・地域経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及び危険性や懸念事項の評価を行う。

(3) サーベイランス[※]

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及び危険性や懸念事項の評価を迅速かつ適切に行う。

※ サーベイランスとは、患者の発生動向等を継続的に監視し、対策のためのデータを体系だてて収集・分析すること。

(4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション*

感染症危機においては、偏見・差別や偽・誤情報の流布といった恐れがある中で、区民、事業者、医療機関等が適切に判断・行動できるよう、科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行う。偏見・差別や偽・誤情報の流布の防止にも取り組む。

※ リスクコミュニケーションとは、危険性や懸念事項に関する情報共有・意思疎通のこと。

(5) 水際対策

病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、侵入・感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、国内の対策準備時間を確保するため、国、都等と連携を図り迅速に水際対策を実施する。

(6) まん延防止

感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、区民生活及び地域経済への影響を最小化する。適切な医療の提供に併せて、必要に応じてまん延防止対策を講じることで、医療の提供体制が対応可能な範囲内に収めることに寄与する。

(7) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぎ、医療の提供体制への負荷が軽減され、健康被害や地域経済活動への影響を最小限に留めることに繋がる。平時から接種体制や実施方法について準備を行うとともに、実際の接種にあたっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に対する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

(8) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、医療提供体制の確保は健康被害を最小限に留める上で不可欠である。感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続できるよう体制を整備する。

(9) 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等の発生時に、健康被害や社会経済への影響を最小限に留める上で、治療薬と治療法を早期に実用化することは重要な位置づけのものであり、平時から行う人材育成や研究開発、発生時の安定的な供給に向けた国や都の取り組みに対して積極的に協力していく。

(10) 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、流行状況の的確な把握である。また、検査の適切な実施は、対策の的確な検討、機動的な対策の切替えのためにも重要である。平時から検査機器の維持や検査物資の確保等を進めるとともに、発生時には、病原体の性状（性質）や検査の特性等を踏まえ、検査体制を見直していく。

(11) 保健

地域の実情に応じた効果的な対策を実施し、区民の生命と健康を保護する必要がある。効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所を中心とした人員配置、感染状況の把握や分析、積極的疫学調査[※]等の感染症対応業務の体制を整備する。

※ 積極的疫学調査とは、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための調査のこと。

(12) 物資

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、区民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、必要な感染症対策物資等が確保できる体制を整備する。

(13) 区民生活及び地域経済の安定の確保

有事に生じ得る区民生活及び地域経済への影響を踏まえ、平時から必要な準備を勧奨するとともに、新型インフルエンザ等の発生時には、区民生活及び地域経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。

4 第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

(1) 区対策本部の概要

特措法により政府対策本部や都対策本部が設置されたときは、区においても、直ちに区対策本部を設置し、全庁を挙げた体制を構築するとともに、政府対策本部及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(2) 業務区分の考え方

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理業務などの業務が増大するが、職員の欠勤も最大4割が想定される。

そのため区の業務を「新たに発生する業務」と「通常業務」に整理し、各業務の実施に当たっては感染状況に応じて弾力的・機動的に行う。